

厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達契約変更について

平成25年2月
厚生労働省

1 厚生労働省ネットワークシステムの更改について

厚生労働省では、行政サービスの向上を図るために行政事務の情報化を積極的に推進することとしており、省内の基盤として、一人1台体制によるパソコン整備、電子メール及び電子掲示板機能等を提供するためのグループウェアの整備を行い、中央合同庁舎第5号館（以下「5号館」という。）をはじめとする省内の各部局、地方厚生局及び都道府県労働局等を結ぶ『厚生労働省ネットワークシステム（以下「NWシステム」という。）』を導入し、計画的に更新している。

現在、「厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達仕様書（平成24年7月厚生労働省大臣官房統計情報部情報システム課・情報システム課情報システム管理室）」に基づき、NWシステムの更改を行っており、平成25年7月に、新たな厚生労働省NWシステム（以下「新NWシステム」という。）の運用を開始する予定である。

なお、都道府県労働局においては、5号館と都道府県労働局（労働基準監督署及びハローワークを含む。以下同じ。）を接続する複数の全国ネットワークを統合し、電子メール及び電子掲示板等の機能を、都道府県労働局の職員が業務上利用しているシステムに依存せず、利用できるサービスとして提供することとしている。

2 契約変更の必要性

都道府県労働局において、再就職の促進や雇用の安定等を所掌している職業安定部やハローワーク（以下「職業安定システム」という。）の職員の一部は、現在、NWシステムを活用しているが、次々期のNWシステムの更改時を目的に職業安定システム職員・相談員（約3万人）全てをハローワークシステムのメール機能からNWシステムに移行されることとしていた。

その後、都道府県労働局総務部の職員が新NWシステムに完全移行することとなったため、日常的にやり取りを行う職業安定システムの職員を中心に前倒しで、移行させることを検討する必要が発生した。

当該検討時期は、職業安定システムの職員が業務上利用するハローワークシステムの運用開始時期と重なり、ハローワークシステムの運用監視業務以外の業務に手が回らなかったとともに、新NWシステムを利用する職業安定システムの職員数の調査に時間を要したことなどにより、平成24年度予算要求に当該事項を盛り込むことができず、上述の調達仕様書中、利用形態Bとして都道府県労働局の対象者数を記載しているが、これに職業安定システムの職員数を含めることができなかった。

ただし、業務上、職業安定システムの職員が新NWシステムシステムに接続し、業務を行うことは必須であることから、上述の調査・確認を踏まえ、平成25年度予算要求に当該事項を盛り込んでいるところである。

また、平成25年度予算要求が認められた場合に、早急に対応できるよう、上述の仕様書に「本契約期間中に生じる利用者数の増加数は、現時点では、平成25年度中に1万人程度と想定している。」との一文を記載しているところである。

については、職業安定システムの職員が利用するハローワークシステムから新NWシステムへの接続について、厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達に追加するため、契約を変更することとしたい。

3 主な契約変更の概要

借入（運用）期間（平成 25 年 7 月～29 年 3 月末）における利用形態毎の利用者数の増

【変更契約の内容】

	利用形態 A	利用形態 B	利用形態 C
	本省・外部部局等	都道府県労働局	連携する個別システム
(変更前)	変更	5, 200	変更
(変更後)	なし	<u>15, 200</u>	なし

【変更契約の金額（予定）】

(変更前) 9, 398, 025, 000円 (税込)

(変更後) 10, 528, 975, 000円 (税込)